

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の目的

周南地区衛生施設組合（以下、「本組合」という。）は、下松市、光市、周南市（以下、「関係市」という。）の3市で構成される一部事務組合です。本組合では近年の社会情勢や関係市のごみ処理体制を踏まえた上で本組合でのごみ処理の方針を明確にし、施設の整備や災害対応などの必要事項を定めるため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）（平成28年3月）」を上位計画として、関係市の諸計画との整合を図るものとなります。

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ排出量の実績

下松市は横ばい、光市と周南市（熊毛地域以外）は減少傾向であり、全体として減少傾向となっています。

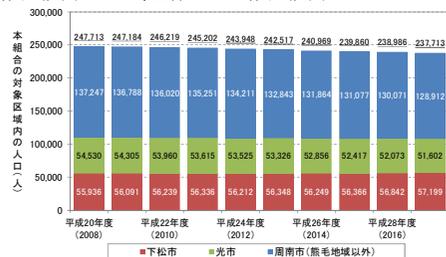


図1 本組合の対象区域内の人口の推移

可燃ごみ量の推移は、全体として減少傾向、1人1日あたりのごみ排出量は、横ばいに推移しています。

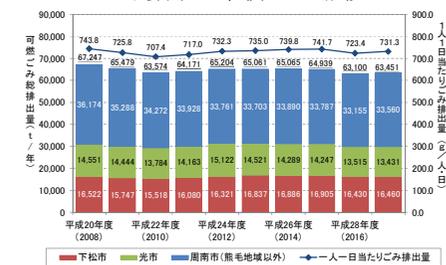


図2 可燃ごみ総排出量の推移

3. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本組合の関係市である下松市、光市、周南市とします。

4. 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「し尿」及び「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」とします。

5. 計画目標年次

平成31年度～平成43年度（中間年度：平成37年度）

6. 計画の点検、評価、見直し

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

2. ごみ処理状況の評価及び課題の抽出

評価

- 恋路クリーンセンターでは、セメント原料化とエネルギーの有効活用（ごみ発電）を行っており、各種資源の有効利用など環境へ配慮した中間処理を行っています。
- 関係市では、それぞれのごみ処理体制に基づいて、収集・運搬、中間処理、最終処分が行われています。

課題

- 本組合の処理対象である可燃ごみは、全体的に減少傾向ですが平成31年度から周南市熊毛地域の可燃ごみが搬入されることにより、処理量の変動が想定されます。
- 今後も同様な処理を継続するには、定期補修、定期点検、運転・維持管理を検討する必要があります。
- 不適正搬入物や環境保全への対策について、検討する必要があります。
- 災害時におけるごみ処理について、整理する必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の目標

(1) 基本理念

本計画は、現状のごみ処理や本組合圏内の廃棄物処理施設における課題や社会状況を踏まえて、今後もより適切にごみ処理が推進できるよう、市民、事業者、関係市、本組合が協働でごみの減量化や環境に配慮した施設管理に取り組みます。以下に基本理念を示します。

基本理念

環境にやさしい
資源循環型のまちづくり

(2) 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念に基づいて、以下のとおり設定します。

基本方針1 ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化が推進されるよう、関係市の実施する施策に協力します。

基本方針2 ごみの適正処理

適切にごみ処理が行えるよう、収集・運搬から、中間処理、最終処分まで、関係市の施策に協力します。

基本方針3 適切な施設の運営

恋路クリーンセンターにおいて、今後も適切な運営を継続するための方策を実施します。

基本方針4 新清掃工場の整備

新清掃工場の整備に向けた事業について整理します。

(3) ごみの減量化・資源化の目標設定

ごみの減量化・資源化の目標設定は、以下のとおりとします。

減量化目標

平成29年度から平成43年度にかけてごみ排出量を10%以上削減

項目	平成29年度(2017)	平成37年度(2025)	平成43年度(2031)
家庭系ごみ	59,829	54,319	51,209
事業系ごみ	25,500	23,462	23,457
集団回収	1,619	1,863	1,786
合計	86,948	79,644	76,452

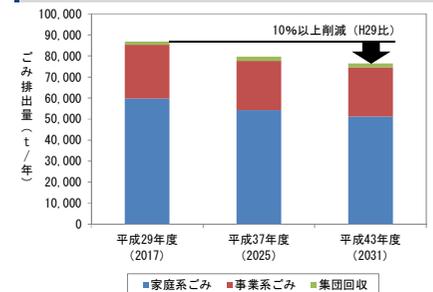


図3 減量化の目標設定

資源化目標

リサイクル率30%以上

項目	平成29年度(2017)	平成37年度(2025)	平成43年度(2031)
直接資源化	7,074	7,725	7,344
処理後再生利用	4,542	3,923	3,789
施設資源化	9,672	9,918	9,281
発電に寄与したごみの量	3,540	3,230	3,120
合計	24,828	24,796	23,534
リサイクル率	28.6%	31.1%	30.8%

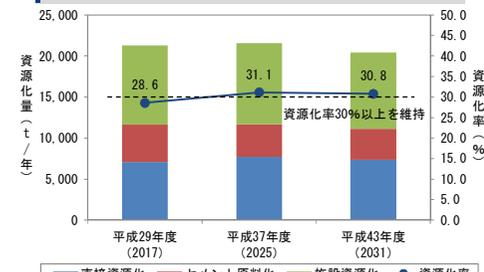


図4 資源化の目標設定

2.ごみの減量化・資源化

ごみの減量化・資源化に関する施策は、関係市が主体となって、市民・事業者と連携して取り組みます。なお、本組合では、関係市が取り組む施策と連携し、協力していきます。

よって、本組合では、以下の施策に取り組みます。

① 環境への取り組み

本組合では、恋路クリーンセンターの施設見学会を行うことで、関係市で実施する環境学習に協力します。また、施設内に不適正搬入物を展示する等により分別徹底を啓発する等、関係市の取り組みと連携します。

② ごみ処理過程での資源回収

本組合では、恋路クリーンセンターへの搬入物を展開検査し、不適物や資源化可能物が混入していればその都度指導することで、資源回収に協力します。

③ 焼却灰の資源化

恋路クリーンセンターで処理後に発生する焼却灰については、今後も引き続き、民間業者によるセメント原料化を継続します（詳細は第4章 4. 参照）。

④ 焼却施設の余熱利用

今後も焼却処理によって発生する熱を利用し、発電や温水プールへの熱供給を行います（詳細は第4章 4. 参照）。

3.ごみの適正処理

(1)ごみ処理主体

ごみ処理主体は、現状と同様の体制を継続するものとします。本組合では、焼却処理するごみと粗大ごみ（可燃）を対象として、恋路クリーンセンターで焼却処理を行います。

(2)収集・運搬計画

分別区分は、現行と同様とし、関係市が取り組む施策と連携し、協力していきます。

収集・運搬についても現行と同様の方法を継続するものとし、本組合では関係市が計画的に収集・運搬に取り組み、支援に努めます。

- ・恋路クリーンセンターにおける現状の受入体制を維持し、関係市からのごみ搬入をスムーズに行えるように努める
- ・計画的に補修を実施し、突発的な炉停止が生じないようにすることで、受入が継続できるように努める

(3)中間処理計画

中間処理についても現行と同様の方法とし、中間処理量の見込みに基づき、適切に実施します。なお、周南市熊毛地域は、現在、可燃ごみを周陽環境整備センターで焼却処理していますが、平成31年度以降、恋路クリーンセンターで焼却処理する計画です。

本組合は、恋路クリーンセンターでの日常点検、定期点検、定期補修、搬入時の展開検査等により、適正処理が維持できるように努めます。

- ・日常点検、定期点検
- ・定期補修
- ・運転・維持管理 など

(4)最終処分計画

最終処分についても現行と同様の方法とし、直接埋立物、破碎残渣、セメント原料化不適物、不燃残渣を埋立処分します。

- ・セメント原料化不適物は、不適正搬入物によって生じることから、搬入時の展開検査等により、不適正搬入物の防止に努める



第4章 施設の運営に関する方針

1.安定稼働の確保

(1)定期補修

定期補修は、恋路クリーンセンター長寿命化計画に基づき、平成43年度まで運転が行えるよう、計画的に実施します。

(2)日常点検、定期点検

日常点検、定期点検では、長期的な安定稼働が行えるよう、機器ごとの点検を定期的に行います。

2.不適正搬入物の防止対策

本計画では、次の施策を行うことで不適正搬入物を防止します。

不適正搬入物の防止対策

- ・施設持込み車両を対象に持込みごみを展開検査
- ・施設に持込みする者の住所を確認し、搬入区域外からの持込みを防止
- ・施設内に不適正搬入物を展示
- ・組合ホームページにて、不適物搬入防止を呼び掛け
- ・関係市の広報誌を通じて、不適物搬入防止を呼び掛け
- ・不適物搬入防止についてのパンフレットを配布 など



第5章 施設整備計画の検討

恋路クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施したことにより、平成43年度までの延命化が図られています。そのため、平成44年度には、新清掃工場を竣工し、処理を開始する必要があります。

今後、新清掃工場の整備に向けて、適切な時期に検討を開始するものとします。

3.環境保全対策

ごみを焼却する過程で発生する有害物質については、施設の計画条件や法規制を遵守できるように適正な運転管理を行います。

4.焼却灰等の資源化、発電等のリサイクル取り組み

(1)焼却灰のセメント原料化

本組合では、恋路クリーンセンターで発生する焼却灰を「やまぐちエコタウン構想(平成13年3月)」の中核プロジェクトである「焼却灰のセメント原料化事業」に基づき、民間業者(山口エコテック株式会社)にて、セメント原料化しています。今後もセメント原料化を継続します。

(2)発電について

恋路クリーンセンターでは、ごみ焼却に伴う熱を利用し、ボイラー・タービンによる発電を行っています。発電した電力は、施設の運転に利用するだけでなく余剰電力を売電しています。今後も引き続き、発電を継続します。

5.災害廃棄物処理

災害時における本組合の役割は、関係市との連携を取ることで、以下の事項を行うこととします。

本組合の役割

- ・可燃系ごみの処理に関すること
- ・恋路クリーンセンターの被害状況調査及び被害状況の関係市へ連絡
- ・恋路クリーンセンターの応急復旧に関すること
 - 復旧に必要な資機材、人員の確保
 - 復旧までの対策の検討
- ・恋路クリーンセンターでの処理能力を超えた災害廃棄物が発生した場合の対策の検討

工事までに必要な事業概要

- ・施設整備基本構想、候補地選定
- ・循環型社会形成推進地域計画
- ・施設基本計画設計、測量、地質調査
- ・環境影響評価、許認可手続き
- ・敷地造成設計、発注仕様書作成、発注事務